

# 市民動物園会議

## 認定動物園支援事業部会第5回会議

### 議 事 録

日 時：2022年12月20日（火）午後3時開会  
場 所：円山動物園1階 動物園プラザ（オンライン併用）

## 1. 開 会

○事務局（森山調整担当係長） 定刻になりましたので、市民動物園会議認定動物園支援事業部会を始めます。

本日、事務局側の経営管理課長の佐々木が欠席でして、私が事務連絡などの司会を務めます。

本日は、欠席者はおりませんので、5名全員が出席され会議は成立しております。

なお、本日の会議録作成をしていただく札幌速記事務所の方もZ o o mに参加しておりますので、ご了解ください。また、現時点では事務局会場に傍聴者の方はいらっしゃいませんが、傍聴できるように開放しておりますので、ご承知おきください。

それでは、ここからの司会は吉中議長にお願いいたします。

## 2. 議 事

○吉中議長 皆さん、こんにちは。吉中です。よろしくをお願いいたします。

第5回認定動物園支援事業部会を開催したいと思います。

事務局と話したところ、できれば今回でまとめたいということですので、うまくまとめればいいなと思っております。どうぞよろしくをお願いいたします。

それでは、早速、議題に沿って進めていきます。

議題の（1）の検討事項の整理結果について、（2）の答申案についてです。そして、その後、今後のスケジュールについて説明していただきます。配付された資料は資料1から資料3です。

それでは、検討事項の整理結果についてです。

今まで議論していただいた内容を事務局にまとめとていただきましたが、前回の部会、そして、その後、メールでいただいたご意見を踏まえ、事務局で考えている案をご説明していただきたいと思います。

①から⑦となっておりますが、一つずつ行きます。

まず、①の動物福祉の認定要件の整理についてです。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（森山調整担当係長） 検討事項が13項目ぐらいありますということで、本日の会議までにそれに対するご意見をいただきまして、ありがとうございます。

本日はその検討事項のうち、事務局案とは異なるご意見があったものについて、七つを挙げてさせていただいております。それについて皆様からご意見をいただきたいと思いません。

それでは、資料1に沿ってご説明させていただきます。

まず、認定要件の中の動物福祉の項目についてです。

こちらは、前回の会議でA認定動物園、B認定動物園、準認定動物園という名称をつけた区分で動物福祉についてどこまでやるかを整理表でお見せしたところ、B認定動物園の

要件に取組姿勢や動物福祉に関する評価や改善の取組実態が見られるような要件にしたかどうかというご意見をいただきました。前回の部会意見を反映し、前回お見せしていた表のB認定動物園の認定区分の組織全体の指針の項目のところに動物園の運営方針と組織全体の取組指針をまとめたものにおいて飼育動物の良好な動物福祉を確保することについての意思が確認できること、という内容を加えさせていただきました。

そして、動物福祉の評価改善の取組の要件として、1種以上の飼育動物について、定期的な動物福祉の評価を実施していること、それから、評価結果に基づく改善予定があること、という内容を加えさせていただきました。

この案について皆様からご意見をいただいたところですが、この内容でおおむねよいのではないかというご意見をいただきましたが、ご助言といたしますか、今後こういうことが必要ではないかということで挙げていただいたことがあります。それは、評価改善において動物福祉の評価を実施しているという根拠については実施前と実施後の記録があるということがとても重要になってくる、これがないとこの要件を評価することがなかなか難しいというようなご意見がございました。現在の審査基準の中には、動物福祉評価の結果について記録し、その結果に対する措置の必要性について検討され、措置が必要な場合にはその措置を実施している、または、実地に向けた道筋が検討されているということが書類の中で分かるようになっていれば要件を満たしているとの判断にするという審査基準を設けております。こういったことで確認できる状況でありますので、事務局修正案の欄には特に修正なしとしています。

○吉中議長 動物福祉の認定要件について、審査基準の事務局案をご説明していただきましたが、お考えになっているものとずれはありませんか。

○並木委員 動物福祉部会でも規程を検討していると伺いましたが、それとの連動は大丈夫なのでしょうか。

○事務局（森山調整担当係長） 今、円山動物園の動物福祉についてどうするかを部会で検討しているところですが、その検討内容と認定するときの要件は必ずしも一致するものではなく、別々の観点で検討されているところです。

ただ、A認定動物園では動物福祉規程を定めるという要件が入っております。こちらについて、では、どんな内容のものをつくれればいいのかといったときには円山動物園が今つくっている動物福祉規程がひな形になるだろうと想定されますけれども、その部会での検討と認定要件は一致させるものではないということです。

○吉中議長 連動してはいないものの、円山動物園で決めようとしている規程は、十分、A認定をクリアするような内容が書かれていると理解してよろしいですか。

○事務局（森山調整担当係長） そうです。

○吉中議長 そのほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中議長 それでは、このように進めることにして、次に移ります。

もし思いつかれたことがありましたら、後でもご発言願います。

次に、②の实地調査の範囲についてです。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（森山調整担当係長） これまでの部会では、書類だけではなく、現場で展示から野生動物の保全について伝えようとしているか、また、動物福祉に配慮した施設整備などが行われているかといった点も見てはどうかというような話があったかと思います。

そのご意見を反映し、事務局案としては、書類だけでは確認が不十分であって、实地により調査が必要と認められる要件については实地調査を対象とするとしてしました。

なお、この事務局案では、必ずしも实地調査をするということではなく、書類では確認できない場合だけ行くという案としておりました。それに対してご意見の中では、対象となるところが数施設しかないという札幌市の状況に鑑みると、一度に申請が上がってくれば3件となるわけですが、1件ずつになることも想定されます。そういう状況ですので、申請が上がってきたら取りあえずその施設を見に行くことが札幌市として必要になるのではないかというご意見もありましたので、それを踏まえ、事務局修正案としては、認定に当たっては必ず实地調査には行くこととし、調査箇所については、あらかじめここを見ますと明示する形ではなく、基本は書類で審査しますが、確認が不十分になっているところ、特に動物福祉についての取組、あるいは、展示については現場の様子を見ないと分からないという情報が不十分なところを精査し、どこを見るかを決定した上で实地調査を行うとさせていただきます。

○吉中議長 必ず实地調査に行くけれども、書類で分からないところを特定してから行くという案ですが、いかがでしょうか。

○綿貫委員 これは審査員の決め方とも関わってくると思いますが、見る方がどの分野を得意としているかに関わってきます。ただ、チェックリストでは網羅的に定められておりますので、そういう人たちがご自身の得意な分野を中心に見ていくことができればベストかなと思いますし、全く異論はありません。

○吉中議長 事務局としてもそういうことで大丈夫ですか。

○事務局（森山調整担当係長） はい。

○吉中議長 それでは、これもこのようにさせていただきます、次に進みます。

次は、③の審査基準についてです。

認定要件の基準を満たしている、満たしていないという2択とするか、点数づけをするかということです。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（森山調整担当係長） 審査の基準までは示しているのですが、それをどのようなチェックの仕方で要件を満たしているかを判断するかです。

審査の方法としては、点数化し、何点以上で合格とするというものもあるかと思いますが、この認定審査ではどうするかですが、まず、大前提として、要件の全てを満たしていない

と区分した動物園の要件を満たしていないということで検討してきたと思います。逆に言うと、一定要件を満たしたところを認定するという前提で検討してきました。ですから、合計点方式となりますと、極端な話、点数がつかないものがあつたとして、ほかが高得点なので、合計したら認定されるということも出てくるかと思ひます。

しかし、この場合ちょっと認定すべき水準よりも低い、もしくは、ゼロに近いところがあり、基準を満たしていないのに認定するというになりかねず、それは望ましくないと思ひます。審査ポイントを見て、ここがあるからこの要件を満たしているということをしつかりと説明ができるものを認定する制度としたいと思ひておりまして、それが十分に説明できない場合は満たしていないという評価になるのが適当ではないかと考えるところです。これらのことから、満たしているか、満たしていないかの2択でチェックする方法とさせていただきます。

この事務局案に対し、おおむねよいのではないかとこのご意見でしたが、申請のチェック項目が多くなると思われるので、その場合は2択よりも合計点による合否決定のほうがよいのではないかとこのご意見をいただいております。これについては皆様のご意見を再度確認した上でいずれかの方法にしたいと思ひております。

複雑な判断が必要なものについては、チェックポイントを細分化し、点数化し、評価することも必要なものがあるかもしれません。もしあれば、そういう方法も検討の余地があるのかなと思ひます。

○吉中議長 審査基準を全て満たさないとそれぞれのカテゴリーの施設が動物園として認定されないということで、点数ではなく、丸かバツか、満たしている、満たしていないでやるのがよいのではないかとこの事務局案です。

一方、基準によっては、2択ではなく、60点以上や70点以上などと審査してもいいものがあるのであればということですが。

資料2の別表1が全部の審査基準が書いてあるものでして、それをご覧いただいたほうが具体的なイメージは湧くかもしれません。それをざっとご覧いただいて、これは丸かバツかには適さないのではないかとこのものがあるようでしたら教えていただければと思ひますが、いかがでしょうか。

できるだけ審査もシンプルにしたほうがいいとは私も思ひます。

別表1では、今回、優良認定動物園という名前になっておりますが、展示目的は何か、野生動物の展示をしているか、生息域外保全のための飼育をしているか、調査研究の報告発表をしているか、そのデータがきちんと公開される形で保存されているか、教育活動や動物福祉について、域内保全に寄与する取組はあるか、情報の公開をしているかなど、ざっと見るとイエスカノーで審査できるような気がしますが、いかがでしょうか。

○綿貫委員 優良認定動物園の一番上についてです。

言い出したら切りがないかもしれませんが、全ての飼育動物について飼育展示目的を整理しているかとあります。例えば、緊急保護や傷病保護など、プランの外から思いがけず

動物が来てしまったということは割とあり得るかと思うのです。その個体の福祉のため、あるいは、その個体の治療が完了したら野生復帰する、それまで展示しているというようなことで整理することはできると思うのですけれども、そういう場合をどうカバーできるのかなと思いました。

○吉中議長 突発的に傷病鳥獣が持ち込まれ、それを飼育しているのはいいのですかということですね。

○綿貫委員 あるいは、密輸動物で、空港で摘発されたということも大都市である札幌市ではなきにしもあらずではないでしょうか。

○吉中議長 問題ないと思うのですが、どう整理すればよいでしょうか。

例外的な扱いとして認められるということですよ。常識的に考えてそうだと思うのですけれども、どこが読めるようにしておいたほうがいいのではないかとですよ。

○綿貫委員 基準が杓子定規になり過ぎていて、かえって首を絞めるというか、動物園の役割に価値が置かれなくなってしまう、あるいは、悪く見られてしまうことがなければいいと思います。

運営上の工夫で問題ないと思うのですが、思ったことをコメントさせていただいたところです。

○吉中議長 この文言を生かすとすれば、その他の目的で整理しておきましょうか。

○事務局（森山調整担当係長） 事務局案を整理した際には、傷病鳥獣や密輸動物などの受入れでその他の目的を置いているわけではありませんでしたが、その他の目的でも整理することはできる記述となっているかと思えます。域外保全なり調査研究なり、そういうケースで受け入れる場合の動物はこういう目的だということが施設側にあるのではないかとと思うところではありますが、当初、全ての飼育動物といったとき、基本的には、各運営者において飼育管理している動物の保有目的がちゃんと整理されているかというような意味合いだったので、所有している、もしくは、レンタルしていて、この動物園で持っているのはどういう目的かがちゃんと整理されているかという趣旨で表記していました。ご指摘のように線引きが意図しないところでされないように工夫したいと思えます。

○吉中議長 今のご説明が記録に残ると思えますので、大丈夫かと思えますが、もし何か工夫ができるのであればということでお考えをいただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。

丸かバツで行けるか、そうではなく、この項目は点数化したほうがよいのではないかとということでしたが、大丈夫でしょうか。

認定動物園、B認定動物園ということで、やっている、やっていないということで決められるかなという気がします。

○並木委員 ちょっと戻るのでありますが、教育活動の真ん中辺に従業員以外の者とありますが、ここにボランティアが含まれるのでしょうか。

このまま読むと、一般市民などとも読めて、動物園の従業員ではない人をどこまで解釈

するかです。教育活動の目的というのは、その園が自ら教育する対象をしっかりと認識することがすごく重要だと思うのです。人材育成につながる教育活動と書いてあるとき、従業員以外が何を指しているのかを明瞭にしておかないとまずいかなと思ったのです。

○事務局（森山調整担当係長） 例えば、大学生や専門学校に通っている人で飼育に従事する職を目指している、もしくは、獣医になりたいという方々の実習を想定しておりました。また、大学生ではなくても、小・中学生が1日体験ということで飼育作業や獣医の仕事を現場を見て体験するというプログラムもここに入ってくるかなと思っております。ですから、「従業員以外」は「市民」というようなニュアンスでありました。ボランティアは、どちらかという、従業員側に入るようなイメージでしたが、ここの線引きをどうするかは検討が必要かなと思います。

○吉中議長 ボランティアといっても各園でちょっとずつ位置づけが違うと思いますので、なかなか難しいかもしれませんね。

円山動物園でボランティアと呼んでいる方々はどういう方々で、どういうお願いをしているのかをご説明していただけますか。

○事務局（山本飼育展示課長） ボランティアは、ボランティアガイドといって、園内でガイドをしていただく方が中心です。そのボランティアガイドにも、教育ということで講習会等をやってレベルを上げているところです。

○吉中議長 従業員以外の者というのは、社員教育として、日々、正職員が研さんしていくというのではなく、外部の人にもしっかりとプログラムを提供しているかですので、ボランティアも含め、そういうものを行っているかどうかを見ていくのはどうかと思いましたが、どうでしょうか。

○並木委員 質問の意図は丸をつけるときに迷わないようにというくらいです。

○吉中議長 つまり、ボランティアガイドの人だけにしかそういうプログラムを提供していない場合はバツですかという質問ですか。

○並木委員 従業員以外という表現を工夫してもいいのかなということです。関係者というのでしょうかね。

1番目は、行動変容を呼びかけるということなので、分かるのですけれども、従業員以外というくくりの中に既に、あるボランティアであろうが、これから何かしたいと思っている動物園寄りの人であろうが、そういう人たちにも実習や専門的な知識を学ぶ機会を積極的に設けることがすごく重要なことだと思っていて、この従業員以外という表現に引っかかったということです。

○事務局（森山調整担当係長） 円山動物園であれば、円山動物園の運営に従事する人という意味で考え、そこにはボランティアも入っているイメージでした。

円山動物園に全く関わっていない人に対してしっかりと教育するというのは、その人がほかの野外での保全活動、もしくは、研究機関等で新たな知見を生み出していくなどで活躍するための人材を育成するというようなイメージがあったのですけれども、そこまで区

別しなくても、そういうことを発信する円山動物園にボランティアとして従事する者も含めて育成をするということも含めるべきだという皆さんの意見であれば、含める形で言葉を整理したいと思います。

○吉中議長 いかがでしょうか。

○並木委員 了解です。

○吉中議長 動物園の職員以外の人に提供しているという意味合いと理解していただければと思います。

○綿貫委員 細かいことやいろいろな事例を考えますと、丸かバツにしても数値化の採点にしても難しいですね。多分、数値化したら、では、何点を及第点にするのか、人によって点数の甘さ、辛さが違うよなということ考えますと、これぐらいまでやっていたら丸として、これでは足りないよねという審査基準を考えたほうがいいのではないかという気がしてきました。

○事務局（神円山動物園長） 僕のイメージでは、丸かバツでやって、コメントが横にあればいいのかなと思ったのです。丸だけでも、こうだ、バツだけでも、こうだとして、それぞれの要件について丸かバツかにプラスしてコメントをするのです。そして、それを全体で見たとき、その動物園が優良なのかを判断するということです。

そのような補足的な説明があれば十分にやれるかなと思って見ておりました。

○吉中議長 この後、どういう方に審査してもらうかの案も出されますけれども、コメントを含め、審査される方に総合的に判断していただくということでいかがでしょうか。

一度にたくさんの申請が出てくるわけではなさそうですので、審査される方のでどの辺がいいかを探りながら運用していくという感じかなと個人的には思いました。

○伊勢委員 今の神園長のコメントを伺いまして、すごくいいなと思いました。申請し、認定を受けようとする施設がどういう点を改善すればステップアップできるかが非常に分かりやすくなるので、バツであっても、こういうところを改善してくださいねというコメントをつけるのは非常によいと思いましたので、それで進めていただければと思います。

○吉中議長 私もそのように思いました。

それでは、このようにさせていただき、次に移ります。

④の動物福祉向上の取組に関する事業の助成対象範囲についてです。

事務局からご説明をお願いします。

○事務局（森山調整担当係長） これまで動物福祉向上の取組は助成の対象にしないという案を出していましたが、前回の会議では、調査研究などの中には、その動物の環境エンリッチメントを図るという検証のため、どんな調査研究をするのかがあって、結局、その目的は動物福祉の向上に資するものになります。そういったものまで対象外にするのかというご質問がありました。

前回の部会でもそういったものは含めるべきだという方向性だったかと思しますので、事務局案としては、調査研究については動物福祉向上を目的とした取組を含めることとし

ました。ただし、施設整備や備品購入、設備等の新設、修繕は除くとしておりました。これは、その施設のハード面をよくするなど、財産を付与するようなものに助成するのは望ましくないのではないかとということです。

それに対し、ご意見として、備品購入を除くという条件について、例えば、地域のエンリッチメント手法の開発のために動物の行動観察をしたい、夜間の記録を取るためのビデオカメラを購入したいということも認められないのかという確認がありました。

こういった要望は実際の現場でもよく出てくるもので、その意見を踏まえ、調査研究のために使うビデオカメラや録画機器などの備品は対象にするべきだと考え、①のとおり、「野生動物の保全に関する調査・研究（当該研究目的が良好な動物福祉の確保につながるものも助成対象とする。）」という表現に修正しました。

なお、別の検討事項に関係する話になりますが、助成対象事業に動物の展示も前回は入れていました。しかし、ご意見を伺った中では展示は削除していいのではないかと確認したところ、皆さんとしても削除する方向でいいのではないかとということでしたので、今回、削除した案で答申案をつくりました。その展示についても生態や生息環境を伝える動物の展示の工夫が同時に動物福祉向上を目的とした調査・研究である場合は野生動物の保全に関する調査・研究に含まれると考えられますので、展示に手を加えたようなものについても助成対象事業にしようと考えております。

いずれにしても、動物福祉向上に関しては、調査・研究をはじめ、いろいろなものを検証するために獣舎内に何かを施すものについては助成しようということです。

○吉中議長 調査・研究目的のもので、それが野生動物の保全に関する調査・研究だけでも、動物福祉の確保につながるものも対象にしようということですが、いかがでしょうか。

今の案では、例えば、ビデオカメラは、安全な飼育のために必要だというのではなく、あくまで動物福祉の向上のための研究につながる記録をするという目的だと認められるという理解でよいですか。

○事務局（森山調整担当係長） はい。

○吉中議長 ほかにいかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中議長 それでは、今ご説明していただいたとおりの案といたします。

次に、⑤の審査委員の委員選定条件についてです。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（森山調整担当係長） 認定、そして、助成の審査を行う委員の選定条件を決めておく必要があるかについてご意見を伺いました。

事務局案としては、その両方を審査できる委員として、以下を必須条件として選定してはどうかと考えております。それは、動物園での所属経験が5年以上、動物の飼育、または、獣医療経験が豊富であること、生息域外保全、生息域内保全など、保全対象種の繁殖

計画等に携わった経験があること、動物園における教育活動や動物福祉に関する取組について国際的に提唱されている取組の現状を把握し、国内の動物園の現状にも精通していることとしております。

これに対して、基本的には審査基準があるので、その中で偏らない人選をするほうがよいのではないかと、認定と助成は分けたほうがよいのではないかとというご意見をいただいております。もう少しご意見の趣旨を紹介すると、認定についてはここに箇条書きしたような方々が適任ではないかと思うが、助成については札幌市の該当部署からの目線も必要となるのではないかとというご意見です。また、異論はないが、ある程度柔軟に選定できるようにしておくといよいのではないかと、全部を満たしている者ではなく、それぞれの条件が合致しそうな人を満遍なく選ぶのではどうだろうか、市の条例なので、市民から推薦があった場合の枠も必要ではないかとというご意見もいただいております。

これらの意見を踏まえ、事務局で再度整理した結果についてです。まず、助成に関して、札幌市の該当部署からの目線も必要になるのではないかとということに触れたいと思いますが、委員の方々に要件として審査基準を見ていただくわけですが、最終的な認定、助成の決定は札幌市長が責任を持って行います。その観点では、助成金に関しては助成するに当たってどういった事業費でこれまで行われており、今回上がってきたものは金銭的な観点で妥当なのかどうかなども事務局としてチェックし、しっかりとやっていくという前提で考えますと、委員の方にその目線が必ずしも必要ではなく、役所が担うところとなります。そのため、認定についても助成についても要件なり事業が適切かどうかを判断するのは同じ委員で十分ではないかと考えております。その前提に立った上で、以下のいずれに該当する者を選定し、委員全員で以下の要件を網羅するように留意するという選定方法としました。ここに箇条書きしたものは元の事務局案と全て同じですが、ポイントは委員全員で網羅するという点で、ご意見をいただいたように、満遍なく選定するとさせていただきます。

○吉中議長 認定及び助成の審査はどんな方にお願いするかという案ですが、ご意見やご質問はありませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中議長 今行っている認定動物園支援事業部会は、この制度ができれば解散し、市民動物園会議の下に新たに認定、助成の審査を行う組織を置くという理解でよいのですか。

○事務局(森山調整担当係長) 今回、制度を考える部会として認定動物園支援事業部会を置きましたが、あわせて、認定や助成の審査を行う役割もこの部会では持つことを本会議で確認しているところです。

ただ、制度検討と実際の審査とは分けてやることも可能であり、そのほうが適当だとなれば、制度を考える部会から審査する分科会という位置づけで審査会をつくり、5名の部会委員のうち、5名なのか、3名なのか、あるいは、新しい委員を審査のために臨時で委嘱するか、いろいろな方法があろうかと思っておりますけれども、そんなことを整理しなければ

いけないと思っております。

なお、現在の部会委員の皆様は制度検討が終われば委員の任期は終わりということを最初の会議でお話ししましたが、もし審査にもご協力をいただける方がいらっしゃれば、同じ方を再任することもありますし、別な観点で見るべきだということであれば、新しく部会委員として委嘱し、審査に当たっていただくということが考えられます。

○吉中議長 新たな会議や分科会をつくとややこしくなるので、できるだけ単純な構造にしておいたほうがいいのではないかと思います。ただ、今議論していただいているこの部会は制度をつくるための部会です、必要があれば新たなメンバーを、あるいは、引き続き委員にお願いするということがいいのかなと思いました。

また、要件については全員で網羅する形で審査する委員をお願いする方向で大丈夫でしょうか。こういう方がいらっしゃれば、今議論していただいている基準に照らして認定または助成の可否を判定できるということで大丈夫ですか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中議長 それでは、札幌市の方の役割も含め、こういう方向で進めることにご了解をいただけたといたします。

続きまして、⑥の制度名と⑦の区分名についてです。

併せてご説明をお願いいたします。

○事務局（森山調整担当係長） まず、制度名についてです。

動物園条例の「札幌市認定動物園」と規定している動物園を認定する制度として分かりやすい名称にする必要があります。また、市内の動物園が条例で示す動物園に向けてステップアップするための制度であるということが印象づけられるようにしたいと考えております。あわせて、条例対象外の施設も札幌市の考える動物園のあるべき姿を目指してもらおう制度ということが分かる名称がよいということがありました。

今まで整理してきたA認定動物園、B認定動物園、準認定動物園と分けた考え方からしますと、札幌市認定動物園認定制度、札幌市認定動物園の認定希望者支援制度などといったネーミングかなと考えましたが、これでは長いですし、「認定動物園認定」と「認定」が二つ出てくるのは分かりづらいなと思っておりました。これについては同じようなご意見をいただいております、ご提案をいただいた中では条例に合致する動物園を「さっぽろの動物園」と固有名詞化してしまい、「さっぽろの動物園」認定制度としてはどうかというご意見もいただきました。

いずれにしても、長い名称をどうにかしたいということで、総称として、さっぽろの動物園StepUp制度としてはどうかと考えました。そして、この制度の中には、札幌市認定動物園と条例で書いているものを認定すること、準認定施設の登録を行うこと、助成金を出すことの大きく三つがあるとしました。

次に、区分名についてです。

これまでの会議、また、市民動物園会議でも、条例適用対象の動物園であるにもかかわ

らず、AやBと言われてしまうと、世間一般の動物園の中でも劣っているように誤認されるのではないかという心配が出されていきました。一方、A認定動物園となったところはB認定動物園よりも取組水準が高いとイメージできるネーミングがいいということもあります。さらに、準認定動物園と言っていた条例適用対象外の施設についてですが、対象外なので、動物園という言葉を使うと条例でいう動物園なのかどうかややこしくなります。また、認定まであと一步なのだ、支援対象施設なのだということがイメージできるネーミングがよいということ踏まえ、次の二つの案を提示させていただきました。

一つ目の案は、A認定動物園は、認定動物園と何もつけず、B認定動物園は、それに準ずるということで準認定動物園、そして、今まで準認定動物園と呼んでいたものは、動物園とは呼ばせし、「準」という文言はさきほどの区分で使いましたので、支援をしていく対象だということで支援施設としました。

二つ目の案は、B認定動物園が標準的な動物園であり、A認定動物園はさらに上の優良施設なのだということで、支援施設は同じ意味合いで支援施設とするという案です。

これについて意見をいただいておりますが、支援施設はしっかりこなかったということでした。また、ここには載せておりませんが、支援施設と言うと、就労支援施設や介護支援施設など、人の福祉事業では支援施設という名前がつけられており、それと混同してしまう、勘違いしてしまうということがあり、名前は変えたほうがいいのではないかとのご意見がありました。一方、第2案のほうはこれまで議論していたイメージと似ているということです。要は、真ん中が標準的な動物園で、A認定動物園はそれよりも上なのだという見方をしたほうが今までのイメージに合うのではないかとということです。そこで、A認定動物園は優良動物園とし、B認定動物園に標準とつけるかは考えどころですが、普通の認定動物園とし、支援施設としてはどうかというご意見です。

これらを踏まえ、整理し直した結果、事務局としては、A認定動物園を優良認定動物園、B認定動物園は、何もつけず、認定動物園とし、準認定動物園は、ややこしいかもしれませんが、認定動物園に準じた施設ということで、準認定施設という名称でどうだろうかと考えました。このご説明でのご感想をいただけたらと思います。

なお、市民動物園会議では、準認定と言うと、認定されたような施設に見えるかもしれないというご意見もありました。ただ、以前は準認定動物園としていました。「動物園」という言葉と「準認定」という言葉がくっつき、なおさら条例で言う動物園なのではないかという勘違いが起きていたと思うのです。そこで、「動物園」という言葉を使わず、「施設」としたことでその辺は緩和できているのではないかと考えておりますが、これについて皆さんからご意見をいただければと思います。

○吉中議長 全体の制度の名称、そして、認定のカテゴリーの名称の案を説明していただきました。

名称は、さっぽろの動物園StepUp制度ということですね。そして、カテゴリーは、優良認定動物園、認定動物園、準認定施設ということですが、違和感はございませんか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中議長 名称については市民動物園会議でもいろいろと話が出ていましたので、関心を持っていらっしゃるのだと思うのですが、今ご説明していただいたとおり、非常に分かりやすい全体の制度名になりましたし、カテゴリーごとの名称もすっきりしまして、いいかなと思いました。

それでは、このように取り進めたいと思います。

以上で積み残していた整理経過については終わります。

全体を通じて気づいた点、あるいは、関係ないことでも何かありましたらご発言をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

（「なし」と発言する者あり）

○吉中議長 続きまして、答申案についてです。

資料2の札幌市動物園条例に基づく札幌市認定動物園を認定する制度の答申案についてです。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局（森山調整担当係長） 資料2をご覧ください。

今まで使っていた素案を更新、修正しましたので、中身の表記がちょこちょこ変わっておりますが、体系としては同じです。

こちらを答申案の認定制度部分の個票としてつけようと思っております。また、動物福祉部会で動物福祉規程について諮問されており、その答申も併せて上がる予定でして、それを一緒にして市民動物園会議から札幌市長宛てに答申してもらうこととなります。

今回は、その中の認定制度部分の答申案の資料として見ていただきます。

まず、1の認定制度の位置づけ、考え方です。

今回追記したのは動物福祉に関する認定要件に関する考え方です。

研究が十分に進んでいない多種多様な野生動物を対象としていることから数値化した基準を設定することは困難である。そこで、良好な動物福祉の確保ためにどのような姿勢で何に取り組んでいるのか、また、今後の取組においてどのように向上させていくかを評価することが適当であるという考え方を追記しておりますこれに基づき、これまでどんな要件にしたらいいか、どんな審査基準にしたらいいかを検討してきたということになります。

右側の上に図をつけておりますが、これは認定制度イメージです。

条例対象外のところから条例対象のところを目指し、頑張っていたら、市はいろいろな取組に支援をするという関係図となっております。

次に、2の認定制度の全体像及び認定メリットです。

認定要件、支援内容についてですが、別表1として、これまで整理させていただいた要件と審査基準をまとめたものをつけています。また、別表2として、それぞれの区分に応じた支援内容はこういったものをまとめたものをつけています。この表にもさっぽろの動物園StepUp制度という総称を掲げております。

段階分けは三つで、優良認定動物園、認定動物園、準認定施設で区分します。なお、準認定施設というのは条例の対象外の施設となります。認定に向けて取り組もうとする施設を支援する制度をつくり、そこに登録するという手続として整理しました。その登録されたところが①や②の認定動物園の要件を満たすようになれば、初めて条例で言う認定動物園に認定されるという制度としています。

認定メリットについてです。

まず、準認定施設になることのメリットですが、広報支援が受けられること、保全活動連携協議会や研究発表会を傍聴することでき、自主的な取組の道筋を見つけるきっかけにすることができる、動物園の取組に役立つ情報の提供を受けることができる、認定申請に必要な要件などの講習会や説明会を受けることができるということが挙げられます。

次に、認定動物園になることのメリットですが、条例上の動物園であることが公認される、保全活動連携協議会メンバーとなり、取組連携が可能となる、研修会への参加が可能で、専門家から有益な情報収集や意見交換、技術指導が受けられる、助成金の交付対象となるということが挙げられます。

次に、優良認定動物園になることのメリットですが、先ほどの認定動物園のメリットに加えて、広報支援ということで、さらに上位の取組を認められ、公表されますので、施設の価値が高まること、そして助成金が増額になるということが挙げられます。

これらのメリットに加え、米印のところで付記しましたが、3区分の認定の中で各認定または登録において認定要件を上回る取組についてはどの分野でどんな取組をしているかを自己申告し、認定または登録後、市の広報で掲載できる仕組みとするということで、要件を上回る取組を自己申告してもらい、公表することになりますので、これも一つの広報支援になると考えております。

3は、認定受付、提出方法、審査、認定期間、認定区分の変更等です。

黄色の網かけのところですが、書類調査と実地審査を行うということを追記しました。調査箇所は、その都度、選定します。

4は、報告義務です。

前回までは明記していなかった報告事項を載せました。このようなことを認定後の取組報告として市に報告していただくことが適切と考えております。

5は、更新方法です。

更新するときも実地審査が必要だということを明記しております。

6は、認定の取消しです。

区分名を修正させていただきましたが、それ以外は変えておりません。

7は、制度名（呼称）です。

さっぽろの動物園 Step Up 制度としております。また、認定動物園については認定とし、準認定施設の登録制度のほうでは支援と書きました。ここは、今後、整理される可能性はありますが、一旦はこのようにしております。

8は、認定の審査員です。

本日ありました事務局修正案を書いております。委員全体で要件を満たすという書きぶりで、この要件は助成金交付の審査でも同様です。

9は、助成制度です。

黄色のマーカーのところですが、調査・研究の中に良好な動物福祉の確保につながるものも対象にしますと括弧書きで明記しております。

なお、前回まであった動物の展示というものは削除しております。

結果として、調査・研究と教育活動、域外保全のための累代飼育、域内保全に関するものという四つの事業に該当するものに助成するというようにしております。

助成対象経費は、前回、表にさせていただきました。

なお、今まで特に触れておりませんでした。ただしということで、次の経常経費等は対象外とする中にある中に動物の購入はどうするかという質問が申請者側から出てくるのが想定されましたので、それも除きますと書いています。この点については、こういう場合はどうするかというご意見があればいただければと思います。

助成金の上限額は100万円まで、50万円までとしております。

ここで修正です。

上は優良認定動物園で、次が認定動物園で、次が準認定施設となります。

1社につき1事業までと明記されておりましたので、それを明記しました。

10は、その他支援策についてです。

広報の内容、具体的取組例、保全活動連携協議会の趣旨や目的などを書いておまして、情報提供、助言の具体的取組例、そして、その他ということで、上記以外の支援となるものがあれば随時検討することが望ましいとしております。

以上、「望ましい」「適当だと考える」という表現で答申案をまとめております。

○吉中議長 今までも議論していただいていた中身を一つのものにまとめたものをご説明していただきました。

まず、認定制度の位置づけ、考え方、全体像について、今までの皆様のご意見や方向性とずれていないか、もう一度ご確認をいただければと思います。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中議長 続いて、受付方法や更新の仕方、先ほどご議論をいただいた制度名、審査員など、今までの方向性とずれているところはないですか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中議長 続いて、助成制度についてです。今回変更したところも含め、書いていただいております。調査・研究のところ動物福祉の確保につながるものも助成対象とするということです。また、動物の購入費を対象外とするということです。また、助成金の上限額については、ご説明のとおり、認定動物園、準認定動物園という文言が間違っているので、正しく修正するということです。さらには、その他支援策で、登録された施設につい

ても支援していく仕組みが一部書かれております。

いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中議長 とてもきれいにまとめていただいたと思います。どうもありがとうございます。

お気づきの点が出てきましたら、明日ぐらいまでに事務局にお伝えいただければ必要な修正をしていただけるかと思っておりますので、よろしく願いいたしますが、この答申案については、一部、細かい修正をしていただいた上で成案とさせていただきます。

### 3. 今後のスケジュール

○吉中議長 続きまして、今後のスケジュールについてです。

事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局(森山調整担当係長) 資料3をご覧ください。

まず、本日、12月20日、認定動物園支援事業部会の第5回会議を終えます。本日出ましたご意見から事務局で再整理すべきものをまとめましたら、今見ていただいた資料2の答申案の形で皆様にご確認をいただきたいと思っております。1月下旬をめどに確認していただき、まとめましたら、本会議である市民動物園会議で最終報告し、固まりましたら札幌市に答申していただくという流れです。先ほども説明しましたが、同時に円山動物園の動物福祉規程についても検討されておまして、それと同時に答申を受けることを予定しております。

答申を受けましたら、札幌市で要綱と規則を制定する事務に移ります。これを2月いっぱいまで考えておまして、順調に行きましたら、早ければ3月の初めから認定制度を運用していこうと思っております。

なお、現在未施行になっている規定がありまして、第2章や第3章、そして、第5章の基金、さらには、市民動物園会議でも認定制度に関わる規定が未施行でして、公布の日から1年以内の市長が定める日に施行となっております。そこで、市長が定める日を決める規則を作成するのですが、その作業をして、ようやく施行となります。

その後、申請受付を始めまして、申請され次第、随時、審査を行うこととなります。そして、申請され次第、審査会を行い、来年度以降、認定動物園に対する支援内容が随時決まっていきます。

○吉中議長 今後のスケジュールについてご説明していただきましたが、何かご質問等はございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

○吉中議長 それでは、今ご説明のとおり、一部修正した答申案をもう一度確認していただき、市民動物園会議で報告した後、答申するということとして、もうしばらくお付き合いをいただければと思います。

あわせて、ご説明があったとおり、これまで検討していただいていたわけですが、部会についてはここで一区切りとなります。皆様、お忙しいところ、ご協力をいただき、ありがとうございました。拙い進行で申し訳ありませんでしたけれども、皆様のご協力で何とかここまで来ました。事務局のご苦労も大変だったと思いますが、どうもありがとうございました。

本日ご発言していただいている方もいらっしゃいますので、一言ずつ感想をいただければと思います。

それでは、綿貫委員からお願いいたします。

○綿貫委員 私個人も非常に勉強させていただきました。今後、これが日本の公立動物園のお手本になっていくことを目指せるものであってほしいというモチベーションがありましたので、そのように進んでいくことを祈っておりますし、それに携わらせていただいたことは大変光栄に思います。ありがとうございました。

○郡山委員 皆さん、どうもお疲れさまでした。

私も大変勉強になりました。細かいことを言いますと、本来は各動物園でやらないといけないのかもしれませんが、動物自体を見る指標が入ってくればいいなと思いましたが、それを考えるいい機会になったかと思えます。

全然関係ない話で申し訳ないのですが、円山動物園はこれに申請することになるのですか。

○事務局（森山調整担当係長） 動物園条例上、円山動物園以外を認定する制度として位置づけられております。ただ、申請対象ではないのですが、円山動物園はこの基準のどこに該当するのかは常々聞かれるのではないかと思います。動物福祉のことだけ見ますと優良認定動物園の要件を満たせるように取り組んでいます。また、規程をつくり、全飼育動物を評価するための基準やチェックリストを整備しようとしておりまして、それができ次第、自己評価をやり、外部の方々に取組内容を見ていただこうと考えております。そのため、動物福祉に関しては一番上の区分になるかもしれませんが、域外保全については十分に手が及んでおりませんので、それについてはもしかしたら一番上には行けていないかもしれません。しかし、そういうことを意識しながら円山動物園を運営していくことと考えると考えております。

○郡山委員 もう一つ、この制度に関するロゴマークみたいなものはつくるのでしたか。

○事務局（森山調整担当係長） 現時点では検討されておられません。今回、さっぽろの動物園 Step Up 制度という名称を出しましたが、こういう制度名が見えてくると併せてロゴマークは必要だなと感じております。ただ、現在、普及啓発媒体をつくってしまっていて、動物園条例イメージのロゴができる予定です。人間、動物、水生動物、水生植物などが描かれた一つなぎのイラストでして、それを認定制度でも使う可能性はあるかなと思っております。

○伊勢委員 皆さん、お疲れさまでした。

条例制定の部会にも参加させていただきまして、各委員の皆さんのご意見を聞き、私自身も勉強になる機会をたくさんいただきました。今回も分野の違う皆さんからのご意見を聞くことができ、目からうろこで、そういう認識もあるのだなと感じました。業界にどっぷりと入ってしまうと見えないところもありまして、そうしたことを改めて認定させていただきました。

私のところは隣町の水族館ですけれども、多くのお客様は札幌の方です。札幌市民、あるいは、その近郊の方が動物園とはこういう施設なのだ、水族館はこうあるべきなのだという認識を持ち始めると、我々がやっていることにえっと思われることも少なくないだろうなと思いました。ですから、札幌市内にあるほかの施設ともども、地球環境に対する意識づけといいますか、野生の生き物を間近で見させていただいて、環境保全など、いろいろな窓がたくさん開く施設にしていかなければならないと思いました。

来年、札幌に新しい水族館ができますので、まちの中でのそれを含めた活動について、今回議論されていた中身を表面化し、お客様にお伝えする活動もしていかなければならないと責任を感じましたし、円山動物園を追随したいなと思いました。なかなか追いつけないのですけれども、頑張っていきたいと思っております。いろいろな協力をお願いしますが、今回は本当にありがとうございました。

○吉中議長 AOA O SAPPOROでしたか、私も期待しております。

○並木委員 今回は、認定制度、助成する基準に関する役割を仰せつかったと思う一方、市民というか、様々な世界の状況をキャッチできることをどうやって認定制度の中で明らかにしていくかは課題だなと思っています。

どちらかという、積み上げていくという認識ですよ。なるべく底上げし、助成制度も含め、いいものをつくってこうとしているわけですけれども、内向きな感じがするのです。世界に開かれるというのは、チャンネルをどれだけ持つかと密接なつながりがあるのです。これは私たちの任務とは別かもしれませんが、そうして開かれていくということがイメージとして必要だなと思いました。

また、認定された動物園の社会的役割についてです。優良であればあるほど認識できるような、そういうことを期待できるような、鼓舞するといいますか、そうなのだよということですよ。認定されたからいい、優良だからいいではなく、だからこそ果たすべき役割が広く大きくなっていくということをイメージしました。もちろん、いろいろなところに環境配慮や教育普及と書いてあるのですが、それが求められると思います。それで先ほどの質問に戻るのですが、職員教育かないとできないといいますか、労働環境も含め、職員がその気になるということで世界に開かれ、支えられ、一緒に歩む人を増やすということで、保全教育については、プログラムを持って、協調型というイメージをもっと持ってもいいのではないかと思います。

いろいろと勉強させていただき、ありがとうございました。

○吉中議長 大変貴重なサジェスチョンをいただきました。

これから条例が走り出すわけですが、その中で必要な見直しといたしますか、ブラッシュアップがされていけばいいなと思います。

今、並木委員がおっしゃったようなことですが、円山動物園でも普及啓発のプログラムをどうしていくかという具体的な取組も進められておりますので、参考に進めていただいただけると大変いいなと思います。

また、世界に広がる、社会とつながっていく動物園、あるいは、条例、認定制度というお話でしたが、先日、うちの研究室に長崎大学の学生が突然来られたのです。伊勢さんのところにも行こうと考えていたようですが、休館日だったというようなことを言っておりました。4年生の学生で、電話をもらい、札幌市で新たに条例をつくったことをご存じで、卒論として勉強したいので、お話を聞かせてくださいということでした。その後、動物園にも行かれ、お話をお聞きになったみたいですね。

札幌市の動物園条例は興味がある人にはつながっているといたしますか、アピールされているのだなと実感しました。でも、まだまだ足りないところもあるでしょう。皆さんで議論していただいた成果を踏まえ、条例が動き出していきますので、札幌から北海道に、北海道から国内、国外に、伊勢委員の力も借りて、JAZA、WAZAとつながっていくととてもいいなと大変期待しているところです。

私も勉強させていただきながらここまでやってこられました。皆さん、どうもありがとうございました。

以上で本日の議事は終了いたします。

進行を事務局にお返しいたします。

#### 4. 閉 会

○事務局（森山調整担当係長） 長時間、お疲れさまでした。

この会議は、5名の委員、そして、円山動物園側では関係局参与の小菅さんにも入っていただき、いろいろな議論をさせていただきました。

小菅参与から一言お願いいたします。

○事務局（小菅参与） 本当に多様な議論を頂戴し、ありがとうございました。

これからスタートということですが、我々の思いよりもかなり広がっていているのではないかという気がしています。何とか、これを実際の円山動物園の歩みに直結させ、市民を含めた多くの人々とともに動物園の世界を前に進めていけたらと考えております。

吉中議長がおっしゃっていたとおり、様々なところから条例に関するいろいろな問合せが来ておまして、日本の動物園全体の意識づけに直接関わっていただければいいなと願っております。

ひとえに皆様の真剣な議論のおかげで、感謝しております。本当にありがとうございました。

○事務局（森山調整担当係長） 最後に、神園長からお願いいたします。

○事務局（神田山動物園長） 5回の会議を経て、答申案を見ますと、この短期間でよくこんな中身の濃いものになったなど改めて思っております。皆様のおかげです。お忙しい中、札幌市のために検討していただき、また、吉中議長の円滑な進行に関しても大変感謝しております。

吉中議長からもありましたが、今回、条例ができ、認定制度の中身も固まり、これからが本番です。認定手続のいろいろなサポートもこれから必要になってくると思いますし、認定動物園ができた後、肝になるのは連携協議会だと思っております。いろいろな方々が集まって、いろいろな情報を交換し、スキルアップし、上を目指していくということで、この協議会を運営しながら、動物園として野生動物の保全活動に取り組んでいながら、そして、市民も巻き込んでいろいろなことをやっていければと思っております。

皆さんに検討していただいたことに恥じないよう、これからしっかりと運営していきたいと思っております。内容についても機会があれば皆様に報告したいと思います。

本当にどうもありがとうございました。

○事務局（森山調整担当係長） 先ほども申し上げましたが、答申案をまとめましたらメールで皆様にお送りさせていただきますので、お手数をおかけしますが、最後の確認をよろしく願いいたします。

それでは、以上で認定動物園支援事業部会第5回会議を終了いたします。

皆様、ありがとうございました。

以 上